

勝央町 認定地域クラブ・スタートガイド

はじめに

これまで学校が中心となって担ってきた「部活動」。

いま、勝央町では、子どもたちが地域の中で多様なスポーツや文化活動に親しみ、豊かに成長していけるよう、新しい仕組み(認定地域クラブ活動)への移行を進めています。

**学校部活動の代わりとなる
技術や技能を学ぶクラブ(スポーツ・文化団体)を立ち上げたい！**

このガイドブックは、そんな思いを持った保護者や地域の方、そして生徒の皆さんが、一歩を踏み出すための道しるべです。

勝央町教育委員会(事務局)が、あなたのチャレンジを全力でサポートします！

お問い合わせ・相談窓口

「まずは話を聞いてみたい」「アイデア段階だけど相談したい」など、どんなことでもお気軽にご連絡ください！

勝央町教育委員会 地域展開事業事務局(勝央町公民館内)

電話番号:0868-38-1753

メール:syakaikyoku@town.shoo.okayama.jp

開庁時間:平日 9:00 ~ 17:15(時間外の場合は前もってご相談ください)

知っておきたい！「ただの集まり」と「認定地域クラブ」のちがい

勝央町認定地域クラブは、学校部活動からの教育的意義(※)を継承、発展させた活動であって、参加者が安心して技術や技能を学び、成長する場所です。

そのため、ただ集まって遊ぶだけのサークルとは異なる『約束ごと(認定基準)』があります。
(参考)※学校部活動は体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感などが培われる場所として機能してきました。

項目	✕ 認定地域クラブではない	○ 勝央町 認定地域クラブ
対象者	中学生をメインの対象としていない	中学生が主な対象となっているが、様々な年齢層の人も活動している
活動の目的	「楽しければ/おしゃべりできれば OK！」 (自由な遊び場・サークル)	技術や技能、体力を養うとともに、協調性や社会性を身につける場所 (目的、教育的意義の継承、年間計画がある)
安全と安心	「活動は自己責任で」 (指導する大人がいない、子どもだけの活動)	「指導する人がいて、保険にも入る」 (複数指導者・責任者配置、安全保険への加入)
活動頻度	「好きな時に集まる」 (不定期開催)	「定期的な活動」 (適正な活動時間と会費)
指導者報酬	なし(または指導者がいない)	指導者がいて、報酬が支払われている (クラブの規定によっては無報酬もあり得る)

■生徒のみなさんへ あなたの「やりたい！」をカタチにする方法

「学校にない○○部を作りたい！」「学校にはないスポーツ・文化活動(例:本格的なスポーツや地域の伝統芸能など)をやってみたい！」という熱い気持ちは大歓迎です！

でも、「友達と集まってゲームで遊びたい」、「ただ集まってボーっとする」だけなら、お家や普通の放課後と変わりませんよね。

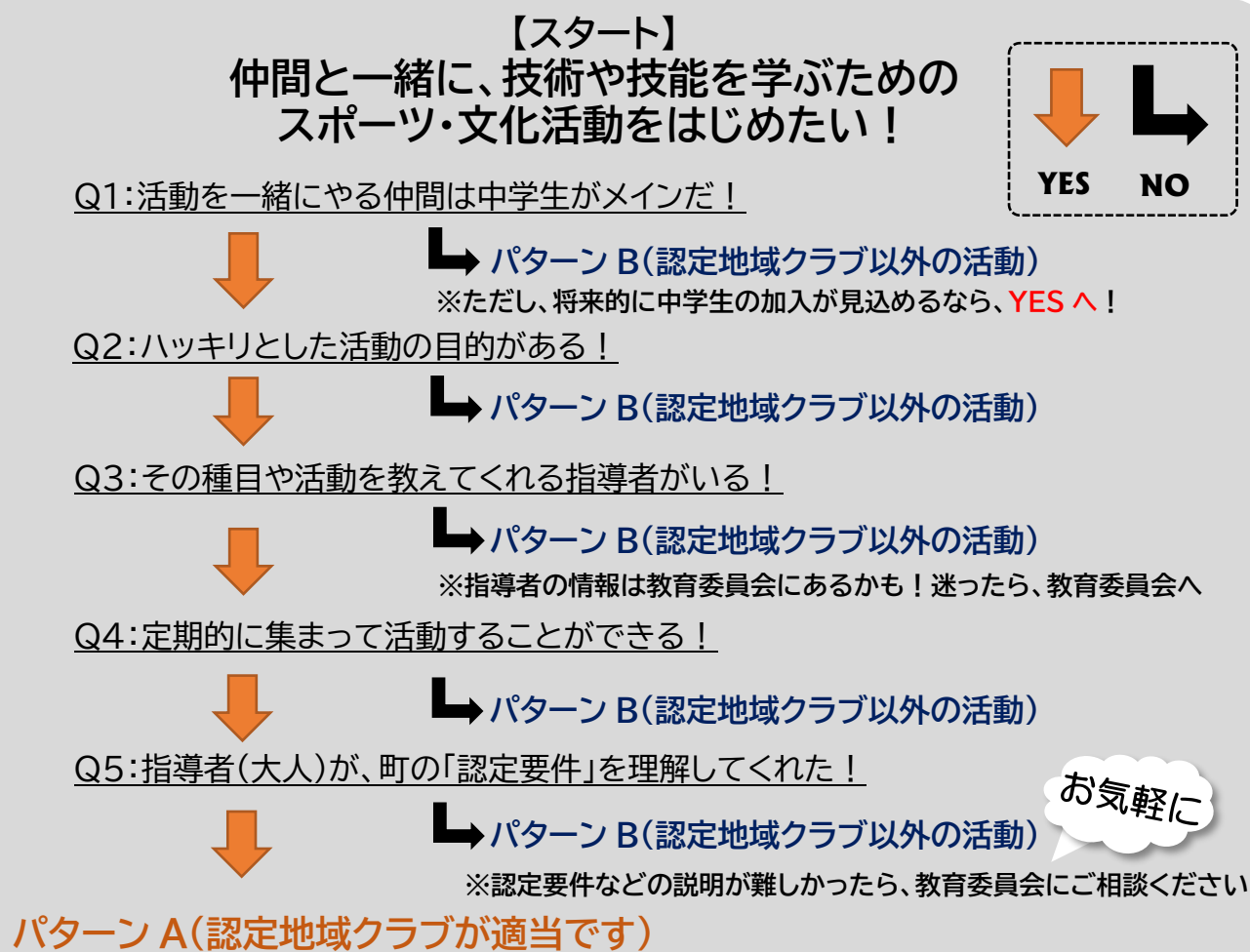
「勝央町認定地域クラブ」にするためには、①『技術や技能を教えてくれる指導者を見つける』、②『上手になるための練習計画を立てること』などが必要です。「本気で新しいクラブを作ってみたい！」と思ったら、まずは下の項目をノートに書いて、教育委員会(事務局)に相談に来てみてください！

<考える項目>

- ☐ クラブの名前(仮)
- ☐ どんな活動・種目(スポーツ・文化)を、どこでする？
- ☐ メンバーは何人くらい集まりそう？
- ☐ 技術や技能を教えてくれる指導者(大人)はだれ？(保護者、地域の人など)

あなたのやりたい活動は認定地域クラブ？簡易診断チャート

活動が町の認定地域クラブに合致しているか、まずは YES/NO で確認してみましょう



パターン A 勝央町認定地域クラブ

活動の対象は主に中学生ですが、幅広い年齢層の方が一緒に活動できる団体です。中学校施設を優先的に利用でき、指導者謝金などに充てることができる交付金等のサポートが期待できます。

【向いている活動】中学生を中心に、安全で質の高い活動を継続的にやりたい場合。教育的意義を重視した活動。

パターン B 上記以外の活動

勝央町では、上記の「認定地域クラブ」以外にも、スポーツ少年団や公民館講座、スポーツクラブなど、皆さんが活動できる場所(機会)がたくさんあります。もちろん、細かなルールに縛られず、自分たちで好きな活動を行うこともできます。活動する場所や方法など、気になることがあれば、いつでも教育委員会までお問い合わせください。

認定地域クラブができるまでの「4つのステップ」

難しく考える必要はありません。事務局が伴走しながら、一緒にひとつずつ進めていきます！

ステップ1

「だれが・どこで・なにを」を決める

活動する種目、場所(使いたい体育館など)、指導者や責任者になってくれる大人を検討します。指導者の情報は、教育委員会が持っている場合もあります。お気軽にご相談ください。

【ここがポイント！】

生徒が希望する活動は、アンケート(R8.7月実施)の結果も参考にできます。
勝央町のホームページに掲載していますので、ご覧ください。



ステップ2

「みんなの約束(会則)」を決める

月謝(会費)の金額や活動日、連絡方法などを参加者で話し合います。

事務局の
安心サポート

難しい「規約」をゼロから作る必要はありません！教育委員会では、数字や名前を入れるだけの「ひな形」を用意していますので、ぜひご活用ください。



【ここがポイント！】

「認定地域クラブ」を作るためには、町教育委員会が定める『認定要件』に合致している必要があります。こちらもホームページで公開していますので、ご確認ください。

ステップ3

教育委員会へ「認定申請」(審査は認定審査会で実施)

整った書類を勝央町教育委員会へ提出します。受付と審査期間は、毎月11日～翌月10日までに受付したものは、10日が属する月の下旬に、「認定審査会」で審査・認定を行います。
例)5月11日～6月10日までの受付分 → 6月下旬に審査・認定

事務局の
安心サポート

書類の書き方等は事務局が一貫してサポートいたします。
また、提出する前に、一度「下書き」をチェックすることも可能ですので、お気軽にお声掛けください。

ステップ4

活動スタート！

認定申請が許可されれば、町の「認定地域クラブ」として、学校施設の優先利用や、交付金(用具代や保険代のサポート)の申請が可能になります。